

申立書追加記載例

【二重開始のとき】

「なお、上記不動産については、すでに御庁令和〇〇年（〇）第〇〇号事件において担保不動産（強制）競売開始決定がされている。」

【一括競売（民法389条1項）のとき】

～ 初めから一括競売で申立てる場合 ～

「なお、別紙物件目録記載の建物については、別紙担保権目録記載の〇〇権が設定されていないが、その敷地である同目録記載の土地は同〇〇権設定時には更地であって同建物は同〇〇権の設定後である令和〇〇年〇〇月〇〇日築造されたものであるから、民法389条1項に基づき、土地と一括して競売を求めるものである。」

～ 追加申立ての場合 ～

「債権者△△△△は、債務者△△△△に対し、別紙請求債権目録記載の（根）抵当権に基づき、別紙物件目録記載の不動産（土地）につき、令和△年△月△日、御庁に担保不動産競売を求め、同事件は令和△年（△）第△号として係属している。債権者は、今般、先に申し立てた前記同事件に追加して同土地上の建物について、民法389条1項の一括競売を申立てる。

すなわち、別紙物件目録記載の建物については別紙担保権目録記載の（根）抵当権は設定されていないが、その敷地である別紙物件目録記載の土地は同（根）抵当権設定時には更地であって、同建物は同（根）抵当権の設定後である令和△年△月△日築造されたものであるから、民法389条1項に基づき、土地と一括して競売を求める。

なお、先行の上記令和△年（△）第△号に、本件を併合することを上申する。」

【仮差押の本執行の場合】

「なお、本件は、令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇号仮差押（〇〇地方裁判所令和〇〇年（ヨ）第〇〇号仮差押命令申立事件）の本執行の申立てである。」